

(1) 日田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（日田市教育大綱）について

■教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」）策定の意義

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の意義の一つとして、地方公共団体に、首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を置くこととされました。同会議において、協議・調整を行う項目の一つとして大綱の策定が掲げられています。その策定の趣旨は、（首長に大綱の策定を義務付けることにより）地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

■大綱の体系

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により策定されることが義務付けられており、教育基本法に定める教育振興基本計画を参照し、地域の実情に応じて策定するものとされています。

また、大綱が対象とする期間としては、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しています。

【教育大綱に関する条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (大綱の策定等)	教育基本法 (教育振興基本計画)
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。	第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ※日田市における教育行政実施方針。 策定済（計画期間 H24～H28）

【計画の対象期間】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
大綱が対象とする期間としては、地方公共団体の長の任期が四年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が五年であることに鑑み、四年～五年程度を想定。	国の教育振興基本計画の対象期間は五年であり、「教育行政実施方針」の計画期間は、平成二十四年度～平成二十八年度。

表中※印の教育行政実施方針は教育基本法の理念を尊重し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参照して、策定されたものでなおかつ、第5次日田市総合計画との整合性を図っているものです。

以上のことから、「教育振興基本計画」、いわゆる日田市における「教育行政実施方針」を参照して、新たな日田市教育大綱の策定、若しくは「教育行政実施方針」を日田市教育大綱とすることも可能です。

「第5次日田市総合計画」及び「教育行政実施方針」の施策の柱と主要施策

■第5次日田市総合計画 「心豊かで輝く人の育つまちづくり」

施策の柱	主要施策
文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財や芸術文化等の保存、継承と発展 ②人材の育成と確保 ③文化芸術の鑑賞や活動機会の提供 ④情報の受発信と交流の促進 ⑤学習の場の提供と普及啓発 ⑥咸宜園教育研究センターの運営
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①社会教育の推進と生涯学習社会の形成 ②博物館の整備と機能の充実 ③図書館機能の充実と読書活動の推進
学校教育の充実	<p><義務教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育内容の充実 ②生徒指導の充実 ③教育環境の整備 ④学校給食施設の整備 <p><特別支援教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ①一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 ②障がいの重複化、多様化への対応 <p><高等学校等との連携、交流></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中学校と高等学校の連携強化 ②教育環境の整備 ③大学等との交流
エスポート・ヨツン・のレ振興	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ活動のための基盤づくり ②健康・体力・人・きずなづくり ③都市との交流・魅力づくり
社互会いに実尊重しあえる	<ul style="list-style-type: none"> ①あらゆる人権課題への施策の推進 ②社会教育における人権教育の充実 ③学校教育における人権教育の充実 ④男女共同参画社会の実現

■教育行政実施方針

「明日の日田を築く心豊かな人づくり」（～H23）
「心豊かで輝く人の育つまちづくり」（～H28）

施策の柱	主要施策
文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保存と活用 ①保存と活用に向けた取組の充実 ②保存と活用に向けた環境の整備 ③愛護意識の高揚と愛護活動への支援 ④咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録
社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育の推進と生涯学習社会の形成 ①社会教育の推進 ②市民の生涯学習を支えるための基盤の整備 ③家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実 ④社会教育における人権教育の充実 ⑤博物館の整備と機能の充実 ⑥図書館機能の充実と読書活動の推進
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「生きる力」を育てる学校教育の推進 ①義務教育の充実 ②特別支援教育の推進 ③小中連携・小中一貫教育の推進 ④学校人権教育の充実 ●信頼と協働による学校づくりの推進 ①安全・安心な学校づくり ②豊かで適正な教育環境の整備 ③家庭・地域と連携した学校づくり ④安全・安心な学校給食の提供
レスポート・ヨツン・のレ振興	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクレーションの振興
教市民行と共に創る	<ul style="list-style-type: none"> ●市民と共に創る教育行政の推進 ①市民と共に創る教育行政の推進

教育行政実施方針に基づく日田市教育大綱のイメージ

■日田市教育大綱 基本理念「」

基本計画	
1. 市民と共に創る教育行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民と共に創る、開かれた教育委員会づくりを推進します。
2. 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○咸宜園教育の理念を生かした学校経営を推進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図ります。 ○ ○
3. 社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育を推進し、生涯学習社会の形成に努めます。 ○ ○
4. 文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な文化財の保存と活用に向けた取組を推進します。 ○

■教育行政実施方針

「明日の日田を築く心豊かな人づくり」（～H23）
 「心豊かで輝く人の育つまちづくり」（～H28）

施策の柱	主要施策
教育民行と政共のに推進する	<p>1. 市民と共に創る教育行政の推進 「市民と共に創る教育委員会づくりの推進」として、「積極的な情報公開の推進」や、「事務執行状況の点検評価及び公表制度の導入」、「教育委員会の活性化」に向けた取組。</p>
学校教育の充実	<p>2. 学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生きる力」を育てる学校教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①義務教育の充実 ②特別支援教育の推進 ③小中連携・小中一貫教育の推進 ④学校人権教育の充実 ○信頼と協働による学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ①安全・安心な学校づくり ②豊かで適正な教育環境の整備 ③家庭・地域と連携した学校づくり ④安全・安心な学校給食の提供
社会教育の充実	<p>3. 社会教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会教育の推進と生涯学習社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ①社会教育の推進 ②市民の生涯学習を支えるための基盤の整備 ③家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実 ④社会教育における人権教育の充実 ⑤博物館の整備と機能の充実 ⑥図書館機能の充実と読書活動の推進 ○市民スポーツの振興 「健康・体力・人さずなづくり」や、「スポーツ活動のための基盤づくり」、「都市との交流・魅力づくり」などの取組。
文化芸術の振興	<p>4. 文化芸術の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財の保存と活用 <ul style="list-style-type: none"> ①保存と活用に向けた取組の充実 ②保存と活用に向けた環境の整備 ③愛護意識の高揚と愛護活動への支援 ④咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録

日田市教育大綱(イメージ)

【基本理念】

- ～ 明日の日田を築く心豊かな人づくり ～ (～H23)
- ～ 心豊かで輝く人の育つまちづくり ～ (～H28)

【基本計画】

1. 市民と共に創る教育行政の推進

- 市民と共に創る、開かれた教育委員会づくりを推進します

2. 学校教育の充実

- 咸宜園教育の理念を生かした学校経営を推進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図ります

-

3. 社会教育の充実

- 社会教育を推進し、生涯学習社会の形成に努めます

-

4. 文化芸術の振興

- 貴重な文化財の保存と活用に向けた取組を推進します

-

大分県教育大綱と教育行政実施方針との関連

大分県教育大綱

教育行政実施方針

基本方針	施策の方向性	施策の柱	主要施策
生涯学校を通じた保育びの充実支援と	<p>1. 学校教育・保育の充実と生涯を通じた学びの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児教育・保育の充実 ② 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進 ③ グローバル社会を生きるために必要な5つの力の「総合力」の育成 ④ 「知（地）の拠点」としての大学等との連携 ⑤ 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援 	市民と共に教育行政を推進する	<p>1. 市民と共に創る教育行政の推進</p> <p>「市民と共に創る教育委員会づくりの推進」として、「積極的な情報公開の推進」や、「事務執行状況の点検評価及び公表制度の導入」、「教育委員会の活性化」に向けた取組。</p>
学校・家庭・子育ての協働による	<p>2. 学校・家庭・地域の協働による教育・子育ての推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 信頼される学校づくりの推進 ② 学校・家庭・地域の協働による教育の推進 ③ 子ども・子育て支援の充実 ④ 安全・安心な教育環境の確保 ⑤ 青少年の健全育成 	学校教育の充実	<p>2. 学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「生きる力」を育てる学校教育の推進 ① 義務教育の充実 ② 特別支援教育の推進 ③ 小中連携・小中一貫教育の推進 ④ 学校人権教育の充実 ● 信頼と協働による学校づくりの推進 ① 安全・安心な学校づくり ② 豊かで適正な教育環境の整備 ③ 家庭・地域と連携した学校づくり ④ 安全・安心な学校給食の提供
地域を担う人づくりと活力ある地域づくり	<p>3. 地域を担う人づくりと活力ある地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域を担う人材の育成 ② 芸術文化の創造と芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり ③ 文化財・伝統文化の保存・活用・継承の推進 ④ 県民スポーツの推進 ⑤ 世界に羽ばたく選手の育成とスポーツによる地域の元気づくり 	社会教育の充実	<p>3. 社会教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育の推進と生涯学習社会の形成 ① 社会教育の推進 ② 市民の生涯学習を支えるための基盤の整備 ③ 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実 ④ 社会教育における人権教育の充実 ⑤ 博物館の整備と機能の充実 ⑥ 図書館機能の充実と読書活動の推進 ● 市民スポーツの振興 「健康・体力・人きずなづくり」や、「スポーツ活動のための基盤づくり」、「都市との交流・魅力づくり」などの取組。
		文化芸術の振興	<p>4. 文化財の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保存と活用 ① 保存と活用に向けた取組の充実 ② 保存と活用に向けた環境の整備 ③ 愛護意識の高揚と愛護活動への支援 ④ 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録

